

2009年2月6日 全8頁

有価証券の減損処理（会計・税務）②

～時価がない場合

制度調査部
鳥毛 拓馬・鈴木 利光

時価等が著しく下落した場合の評価損の計上及び損金算入

[要約]

- 2008年は、世界的な金融危機に被われた年となった。
- その結果、我が国の企業における2009年3月期の決算は、保有している有価証券の減損処理が一つのトピックとなるものと考えられる。
- そこで、本稿では、有価証券のうち時価のないものの減損処理について、会計・税務の双方の側面から、簡潔に解説するものとする。

【目次】

- I. はじめに (P1)
- II. 企業会計における有価証券の減損処理 (P2)
- III. 法人税法における有価証券の減損処理 (P5)

I. はじめに

- 2008年は、世界的な金融危機に被われた年となった。
- その結果、我が国の企業における2009年3月期の決算は、保有している有価証券の減損処理が一つのトピックとなるものと考えられる。
- そこで、本稿では、有価証券のうち時価のないものの減損処理について、会計・税務の双方の側面から、簡潔に解説するものとする¹。
- なお、時価のある有価証券の減損処理（会計・税務）については、大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）①～時価がある場合～」（鳥毛拓馬／鈴木利光）を参照されたい。

¹ 「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（平成20年9月8日 第26版 / 編集・発行 株式会社大和総研）も参照されたい。

Ⅱ. 企業会計における有価証券の減損処理

1. 有価証券の減損処理とは

- 有価証券の減損処理とは、保有している有価証券の時価が著しく下落し、かつ回復の可能性があるとは認められない場合、または実質価額が著しく下落した場合に、その帳簿上の取得原価を決算時点の時価または実質価額に強制的に切下げ、切下げた分の額を損益計算書で損失として処理することをいう（※1）（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という）第20項・第21項参照）。

当該損失の表示科目は一般的に、「投資有価証券評価損」等（特別損失）である。

（※1）従来、この処理は、取得原価の強制的な切下げを伴うことから、「強制評価減」と呼ばれていた。しかし、「金融商品会計基準」の導入により、売買目的有価証券及びその他有価証券について、原則的に時価をもって貸借対照表価額とされ、毎期末に時価評価が強制されることとなった。そのため、従来の「強制評価減」は、金融商品会計基準の導入による時価評価の強制と区別するために、「減損」という用語を用いることとなった（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という）第283-2項参照）。

2. 減損処理の対象となる有価証券

- 減損処理の対象となる有価証券は、図表1のとおりである（金融商品会計基準第20項・第21項等参照）。

図表1 減損処理の対象となる有価証券（概要）

| | 有価証券の種類 | | 減損処理の要否 |
|---------------|-----------------------|----------------------|---------|
| 時価のある有価証券(※2) | 売買目的有価証券 | | × |
| | 満期保有目的の債券 | | ○ |
| | 子会社・関連会社株式 その他有価証券 | | |
| 時価のない有価証券(※2) | 市場価格のない株式 | 子会社・関連会社株式 | ○ |
| | | その他有価証券 | |
| | 債券 | 満期保有目的の債券 その他有価証券 | ○(※3) |

（出所）大和総研制度調査部作成

（※2）金融商品会計基準の2008年3月10日改正（以下「改正金融商品会計基準」という）では、時価のある有価証券は「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外の」（改正金融商品会計基準第20項）有価証券に、時価のない株式は「時価を把握することが極めて困難と認められる」（改正金融商品会計基準第21項）株式に変更されている（これに合わせて実務指針も2008年3月25日に改正されている）。これは、有価証券の時価評価の範囲を拡大することを意図した改正であり、2010年3月期の年度末の財務諸表から強制適用される²。

（※3）時価のない債券については、実務指針の2001年7月3日の改正前には有価証券の減損処理の一項目として規定されて

² 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「金融商品の時価等の開示に関する適用指針<確定版>」（鳥毛拓馬）

◆大和総研制度調査部情報「時価評価の範囲拡大（確定版）」（吉井一洋）

いた（「時価のない債券の減損処理」）。しかし、同改正後の実務指針では有価証券の減損処理とは別の項目として整理されている（「時価のない（市場価格がなく、かつ時価を合理的に算定できない）債券の評価及び会計処理」）。もっとも、市場価格のない債券の期末評価については、同改正の前後で、債権と同様の評価を行う点に相違はない（実務指針第 93 項・285-2 項参照）。そこで、本稿及び大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）①～時価がある場合～」（鳥毛拓馬／鈴木利光）では、時価のない債券についても「減損処理」の対象とする。

3. 時価のない有価証券の減損処理の具体的方法

[1] 市場価格のない株式の減損処理の具体的な方法

(1) 実質価額の「著しい低下」と「回復可能性」

- 市場価格のない株式は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が「著しく低下」した場合に、減損処理を要する。

ただし、「回復可能性」が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないことも認められる（金融商品会計基準第 21 項、実務指針第 92 項・第 285 項参照）。

すなわち、市場価格のない株式における減損処理の要否は、実質価額の「著しい低下」と「回復可能性」の二つの側面から判定することになる。

(2) 実質価額の「著しい低下」

- 実質価額が「著しく低下」した場合とは、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が少なくとも 50% 程度以上低下した場合をいう。
発行会社の「財政状態」は、直近の財務諸表を基礎に 1 株当たりの純資産額（BPS（Book-value Per Share））を算出し判定する。
この場合には、使用する財務諸表に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味し、BPS を算出する必要がある（実務指針第 92 項・第 285 項参照）。

(3) 「回復可能性」

- 実質価額が「著しく低下」した場合でも、「回復可能性」が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないことも認められる。
「回復可能性」の判定は、おおむね 5 年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとする（実務指針第 92 項・第 285 項参照）。

[2] 時価のない（市場価格がなく、かつ時価を合理的に算定できない）債券の減損処理の具体的な方法

- 時価のない（市場価格がなく、かつ時価を合理的に算定できない）債券については、債権に準じた処理を行う。
すなわち、償却原価法を適用したうえで発行体の財政状態及び経営成績等に応じて債券の区分を行い、それぞれの区分ごとに規定する貸倒見積高の算定方法に準じて償還不能見積高を算定し、会計処理を行う（実務指針第 93 項・第 285-2 項参照）。

4. 減損処理後に比較すべき原価（切放し法と洗替え法）

[1] 切放し法と洗替え法

(1) 切放し法

- ここで切放し法とは、減損処理を行った後の会計期間末の帳簿価額を時価または実質価額に付け替えて、当該銘柄の取得原価を修正する方法をいう。

切放し法の場合、減損処理後に比較すべき原価は、期首の帳簿価額である。

図表 2 切放し法（イメージ）

| | 取得時 | 決算1期 | 決算2期 |
|----------|-----|------|------|
| 帳簿価額 | 100 | 100 | 50 |
| 時価(実質価額) | | 50 | 60 |

（出所）大和総研制度調査部作成

(2) 洗替え法

- ここで洗替え法とは、会計期間末における減損処理に基づく評価損の額を翌会計期間の期首に戻し入れ、当該戻し入れ後の帳簿価額と会計期間末の時価または実質価額を比較して減損処理の要否を検討する方法をいう。

洗替え法の場合、減損処理後に比較すべき原価は、取得原価である。

図表 3 洗替え法（イメージ）

| | 取得時 | 決算1期 | 決算2期 |
|----------|-----|------|------|
| 帳簿価額 | 100 | 100 | 100 |
| 時価(実質価額) | | 50 | 60 |

（出所）大和総研制度調査部作成

[2] 会計原則上の処理規定

(1) 通期財務諸表

- 通期財務諸表では、減損処理後に比較すべき原価は、切放し法を採用し、期首の帳簿価額とする必要がある（金融商品会計基準第 22 項参照）。

これは、その他有価証券の時価評価について洗替え法を採用していることから、翌会計期間において当期の減損処理に実効性をもたせる必要があるためである（金融商品会計基準第 18 項・84 項参照）。

(2) 四半期財務諸表

- 四半期財務諸表では、減損処理後に比較すべき原価については、切放し法と洗替え法の選択適用が認められており、期首の帳簿価額と取得原価（取得時の帳簿価額）のいずれかを選択することができる（企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 4 項・第 85 項参照）。

このように、四半期財務諸表で、通期財務諸表では認められていない洗替え法の適用を認めるのは、

四半期決算の適時性及び迅速性を考慮し、簡便な会計処理を認める必要があるためである³。

5. 有価証券における時価の入手・算定方法

- 前述したように、有価証券の減損処理とは、保有している有価証券の時価が著しく下落し、かつ回復の可能性があると認められない場合、または実質価額が著しく下落した場合に、その帳簿上の取得原価を決算時点の時価または実質価額に強制的に切下げ、切下げた分の額を損益計算書で損失として処理することをいう（P2 参照）。

そこで、「時価」とは何か、どのように入手・算定するのが問題となる。

- 「時価」とは、「公正な評価額」（金融商品会計基準第 6 項等）をいう。「公正な評価額」は、「市場価格」（※4）の有無により、図表 4 のように求められる。

（※4）「市場価格」とは、市場（公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる）において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場をいう（金融商品会計基準第 6 項・第 54 項参照）。

図表 4 「時価」＝「公正な評価額」

| 時価のある有価証券(※2) | 「時価」＝「公正な評価額」 | |
|---------------|-------------------------|------------|
| | 市場価格あり | 市場価格に基づく価額 |
| 市場価格なし | 合理的に算定された価額 | |
| 時価のない有価証券(※2) | 市場価格がなく、かつ時価を合理的に算定できない | |
| | — | |

（出所）大和総研制度調査部作成

- 「市場価格に基づく価額」及び「合理的に算定された価額」の概要については、大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）①～時価がある場合」（鳥毛拓馬／鈴木利光）を参照されたい。

Ⅲ. 法人税法における有価証券の減損処理

- 法人税法では原則として、資産の評価損を損金に算入することはできない（法 33①）。
- しかし、以下の有価証券については、損金経理を要件として、評価損の損金算入が認められる（減損処理、法 33②）。

●減損処理の対象となる有価証券

- ①上場有価証券等※（取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券）
※ただし、企業支配株式等（20%以上の子会社株式等）は②に含まれる
- ②①以外（企業支配株式等を含む）

³ 概要については、大和総研制度調査部情報「四半期会計基準・適用指針公表（概要編）」（吉井一洋）を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/07032901accounting.pdf>)

- 評価損の判定は、銘柄ごとに行うものとされる(法人税基本通達(以下、基通)9-1-1(5))。
- 以下では、②上場有価証券等以外の有価証券等と企業支配株式等について概説する。
- なお、上場有価証券等以外の有価証券等とは、いわゆる時価のない有価証券である。もっとも、以下の時価のある有価証券のうち、④の「①～③以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券及びそれ以外の有価証券」については、上場有価証券等以外の有価証券等として、評価損の計上が認められることになる。

●時価のある有価証券

- ①取引所売買有価証券(その売買が主として証券取引所(外国証券取引所を含む)で行われている有価証券)
- ②店頭売買有価証券及び取扱有価証券
- ③その他価格公表有価証券(①②以外の有価証券で、価格公表者(※3)によって公表された売買価格又は気配相場の価格があるもの)
- ④①～③以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券及びそれ以外の有価証券

(1) 上場有価証券等以外の有価証券について評価損の損金算入が認められる場合

- 上場有価証券等以外の有価証券について評価損の損金算入が認められるためには、以下のⅠ～Ⅲの事実が生ずることを要する。Ⅰの「有価証券の価額が著しく低下」及びⅡとⅢについては、上場有価証券等と同様である。上場有価証券等であっても企業支配株式等については、上場有価証券等以外の有価証券として扱われる。

●上場有価証券等以外の有価証券について評価損の損金算入が認められる場合

- Ⅰ. 上場有価証券等以外の有価証券の発行人の資産状態が著しく悪化したために有価証券の価額が著しく低下したこと
- Ⅱ. 内国法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があったことにより、これらの法律の規定に従ってその有価証券につき評価換えをする必要が生じた場合
- Ⅲ. Ⅱに準ずる特別の事実

- 上場有価証券等以外の株式の時価とは次の区分に応じて定められた価額となる。

●上場有価証券等以外の株式の時価

| | |
|---|--|
| ①売買実例のあるもの | ・当該事業年度終了日前6ヵ月間において売買の行われたもののうち、適正と認められる価額 |
| ②公開途上にある株式(証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式)で、上場に際して株式の公募又は売出しが行われるもの(①に該当するものを除く) | ・証券取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募又は売出しの価格等を参酌して通常取引されると認められる価額 |

| | |
|---|---|
| ③ 売買実例のないもので、その株式を発行する法人と事業の種類・規模・収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの（②に該当するものを除く） | ・ 当該価額に比準して推定した価額 |
| ④ 上記①から③までに該当しないもの | ・ 当該事業年度終了日又は同日に最も近い日における株式の発行法人の事業年度終了時の1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額 |

- 上記①・②以外のいわゆる気配相場のない株式については、時価を算定することが必ずしも容易でない場合がある。
- そこで、「財産評価基本通達」の178から189-7までの規定に従って価額を算定した場合は、課税上弊害がない限り、次によることを条件として、法人税における気配相場のない株式の評価に適用することが認められる（基通9-1-14）。

● 財産評価基本通達の評価方式を法人税に援用する場合の留保条件

| |
|--|
| イ 株式の価額につき同通達179の例により算定する場合において、当該法人が、発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること |
| ロ 発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む）又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、同通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時点における価額によること |
| ハ 同通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額などに相当する金額は控除しないこと |

I. 「発行法人の資産状態が著しく悪化した」とは

- 上場有価証券等以外の有価証券について評価損の損金算入が認められる場合の発行法人の資産状態が著しく悪化したとは、次の①と②の事実が生じた場合には、これに該当するとされる（基通9-1-9）。

① 形式基準

| |
|--|
| <p>① 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に、当該発行法人について次の事実が生じたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 会社法の規定による特別清算開始の命令があったこと ロ 破産法の規定による破産手続開始の決定があったこと ハ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと ニ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があったこと |
|--|

② 純資産価額基準

| |
|---|
| ② 当該事業年度終了日における当該有価証券発行法人の1株当たりの純資産価額が、当該有価証券を取得したときの当該発行法人の1株当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと |
|---|

この場合においては、次のことに留意する。

- 1 当該有価証券の取得が 2 回以上にわたって行われている場合又は当該発行人が募集株式の発行等若しくは株式の併合等を行っている場合には、その取得又は募集株式の発行等若しくは株式の併合等があった都度、その増加又は減少した当該有価証券の数及びその取得又は募集株式の発行等若しくは株式の併合等の直前における 1 株又は 1 口当たりの純資産価額を加味して当該有価証券を取得した時の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額を修正し、これに基づいてその比較を行う。
- 2 当該発行人が債務超過の状態にあるため 1 株又は 1 口当たりの純資産価額が負（マイナス）であるときは、当該負の金額を基礎としてその比較を行う。

- 債務超過の赤字会社に対する増資払込みについては、増資払込直後における株式の評価減は認められない(基通 9-1-12)。もっとも、払込後相当期間を経過してもなお業況が回復していない場合には、評価減の余地がある(基通 9-1-12)。

(2) 企業支配株式等の時価

- 当該株式の発行会社の企業支配を目的として取得された企業支配株式の場合、つまり取得価額のうち企業支配に係る対価（その株式の取得価額が通常取引を超過している場合のその超過額）が含まれている場合には、当該株式の通常の価額に、企業支配に係る対価の額を加算した金額が、当該事業年度終了時における価額となる(基通 9-1-15)。

(3) まとめ

- 以上のように、法人税法上の規定と企業会計上の規定とでは、有価証券の減損処理を行う際の判断基準が異なる。
- 会計上は、回復可能性があるといえる場合を除き減損処理が必要となるので、回復可能性が不明の場合は、減損処理が必要となる一方で、税務上は回復可能性が無い場合のみ損金算入が可能となるため、回復可能性があるかどうか不明の場合は、損金算入ができないこととなる。
- このため、会計上で減損処理された場合でも、形式的には税務において損金算入が認められない場合もあり得る。
- もっとも、税務上、回復見込みの判断について、形式的な基準はなく、また、将来にわたる有価証券の価額を予測することは困難である。このため、法人自身の合理的な判断は尊重されるべきとされる。
- したがって、50%以上の下落があった場合で会計上の減損処理が必要となった場合には、税務上、回復可能性が無いという法人自身の合理的判断がある程度は尊重されるものと思われる。
- なお、税務上、四半期での処理は行われず、また、評価損を計上した場合は、いわゆる「切放し」であり、簿価の復元はない。

以上